

○「こども・若者の声」（令和５年８月末時点）のとりまとめ状況（案）

（単位：人）

		カテゴリー（声の主訴）						計
		学校に関する こと	公園に関する こと	保育所・幼稚園 に関する こと	子育てサービ スに関する こと	公共施設に関 すること	その他	
世代	小学生	4	6					10
	中学生	3	2		1			6
	高校生	1				1		2
	大学生	1			1			2
	その他	7	10	19	14	7	3	60
計		16	18	19	16	8	3	80

※応募の際に、システム上で選択する「世代」、「カテゴリー（主訴）」で分類

※件数カウントでは、約200件

※１人から複数項目の声あり

※ホームページで10月下旬公表予定

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
学校 ①	・教室の場所により、暑いところ寒いところがあるので、扇風機の台数を増やして、空気を循環させてほしい。	・扇風機の教室への設置場所や台数については、学校施設の状況に合わせて、各学校で決めています。教室の温度により体調に不安がある場合は、担任の先生などに相談してください。	教育委員会事務局
学校 ②	・小学校の講堂にクーラーを付けてほしい。	・現在、授業中に講堂よりもよく使う理科室・図工室などの特別教室にクーラーを付ける準備を進めているところです。	教育委員会事務局
学校 ③	・自習スペースが少ないので、学校や公共スペースを自習スペースで使えたら嬉しい。	・各学校において、学校の状況に合わせて自習スペースの提供を行っています。また、各区の大阪市立図書館でも自習利用ができる場所があります。（区によって異なりますので、各図書館におたずねください）	教育委員会事務局
学校 ④	・教科書が重いので、軽くしてほしい。	・児童生徒の持ち物については、文部科学省からの通知に基づき、児童生徒の実態に応じた適切な配慮を行うよう、教育委員会事務局から各学校へお知らせしています。 ・教科書やその他教材等のうち、何を児童生徒に持ち帰らせるか、何を学校に置くこととするのかについては、保護者等と連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考えて、各学校で決めています。	教育委員会事務局
学校 ⑤	・給食の全体の量を増やして、果物を多くしてほしい。	・大阪市の学校給食は、文部科学省の児童または生徒一人一回当たりの必要栄養量の基準に基づき献立を作成し、果物を含め、学年に応じた適正な量を過不足なく提供しています。 ・給食の全体量および果物等特定の食材を増やすことは、過剰な栄養の摂取ともなりかねないので、難しいと考えています。 ・引き続き、おいしく安全で安心して適切な給食を提供できるよう努めてまいります。	教育委員会事務局
	・もう少し、全体量を増やしてほしい		
学校 ⑥	・中学選択制を導入し、他区の中学校に入学できるようにしてほしい。	・現在、大阪市全区において、小学校、中学校及び義務教育学校の入学に際して、子どもや保護者が就学する学校を選べる学校選択制を導入しています。 ・学校選択制は、各区毎に実施しており、区長が定める区内の選択可能校から学校を選択していただける制度となります。 ・また、市内には、全市から選択できる小中一貫校が5校あります。	教育委員会事務局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
学校 ⑦	・入学時の1回限りでいいので、小中高の制服代の支給してほしい。	・教育委員会では、大阪市立の小・中・義務教育学校に通っており、経済的に困られている家庭の保護者の方に、就学援助制度を設けており、当該年の4月1日付けで認定された小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生には、入学するにあたり通常必要な学用品、通学用品等の購入のための「入学準備補助金」を定額で支給しています。	教育委員会事務局
学校 ⑧	・運動会を開催する時期を変更してほしい。	・運動会を開催する時期については、児童や学校、地域の実態に応じて、各学校が決めています。 ・各学校においては、運動会を含めた様々な行事等を総合的に進めることができるよう計画しています。	教育委員会事務局
学校 ⑨	・小学生の登下校を個人ではなく集団にしてほしい。子どもへの性犯罪など多く見られるため、安心して一人で登下校させられない。共働きの家庭では付き添うことも難しい。	・集団登校の実施については、児童や学校・地域の実情に応じて、各学校が決めています。 ・また、各学校においては、子どもたちの登下校の際、保護者・地域の方々にも安全を確保するために見守りの協力をいただいています。	教育委員会事務局
学校 ⑩	・不登校の親の会に参加して母親がすごく楽になった。親の会に参加してもらって不登校の子を救ってほしい。その為に学校や行政の方から親の会を紹介してほしい。	・親の会については、NPO法人や個人等が運営しており、教育委員会事務局として運営実態を把握しているものではないため、紹介することは難しいですが、大阪市ホームページにある保護者向けのサイト（親力アップサイト）や生涯学習センター等で開催されている講座のなかに、不登校になっているこどもの保護者向けの内容がありますので、参考にいただければと考えています。	教育委員会事務局
学校 ⑪	・障がいのある弟の担任が肢体不自由学級の先生ではなく、通常学級の先生が担任。肢体不自由であれば、行動に制限があり、兄である自分の負担が増えるのではないかと不安。	・特別支援教育は学校全体で行う必要があり、障がい種別によって定められた先生が中心となり小集団等での学びを行います。 ・全員の先生が共通理解し、障がいのある子どもたちの学校生活を支えていますので、安心して学校生活を過ごしてほしいと思っています。	教育委員会事務局
学校 ⑫	・特別支援教育を希望する・しないに関わらず、就学相談に関する通知がないし、第三者的に相談できるところがない。	・大阪市教育委員会では、相談員が電話や来所にて就学に関する相談を受け付けておりますので、次の相談窓口までお電話をください。 （「インクルーシブ教育推進室」 相談窓口 TEL 06-6327-1016 平日9:30-17:00） なお、就学に関して次のホームページでも掲載しております。 ※障がいのあるお子さんの就学・進学相談 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000545291.html	教育委員会事務局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
学校 ⑬	・支援学級を希望しても、1年生は慣れることが優先と通常学級にいれられる。基本は取り出し授業はしないと言われた。それでは、インクルーシブとは言えないのでは。必要に応じた学びとは思えない。	・特別支援学級への入級のみならず、障がいがあっても通常学級に在籍しながら必要な合理的配慮を受け、学ぶことも1つの考え方です。また、通級による指導を活用して、通常学級で学びながら一部特別の指導を受けることもできます。個々の障がいのニーズに応じた学びを保護者と学校が相談しながらすすめることが大切であると考えています。	教育委員会事務局
学校 ⑭	・支援学校の管轄が府下になったことが原因なのか、地域の小学校との転籍は基本できないと言われた。地域の小学校で難しい場合には、支援学校を次の選択肢として選ぶことができないのは、子どもの学びの場を十分に提供できているとは思えない	・転学の相談は可能です。どのような障がい状況の変化等があって、転学の希望を出されているのかを学校及び教育委員会が把握する必要があります。教育課程の違いや教育環境が大きく変化することでのリスクなど、こどもたちの教育を第一に考え、市教育委員会と府教育委員会とが協議を行い、慎重に判断していきます。	教育委員会事務局
学校 ⑮	・大阪市の全校をPTA廃止にしていきたい。共働きで時間がないのに、わざわざ時間をつくって会合に出たり、土日のイベントに参加しないといけない。民間に外部委託できないか？	・PTAは子どもの保護者と教職員がともに会員として協力し、子どもの教育についての理解とその振興にあたることを目的とした社会教育団体です。子どもの健全な成長を図るためには、学校と家庭と地域社会とが、それぞれの役割果たし、支え合うことが最も大切であり、そのためには保護者や教職員、さらには地域住民が連携を深める場を持ち、お互いに学び合う必要があります。PTAには学校・家庭・地域の懸け橋となって、それぞれの連携を強める中核的な役割を果たしていただいているところです。 ・社会教育団体は、公の支配に属さない団体で自立した運営が求められているため、教育委員会といたしましては、団体育成の観点で助言をおこなう立場で、PTA活動の促進に務めております。 ・PTAへの加入や活動への参加については、強制されるべきではありませんので、上記に記載しておりますPTAの趣旨をみなさまが共有した上で、民間への外部委託も含めてそれぞれのPTAにおいて十分に話し合い、進めていただくことが大切であると考えております。	教育委員会事務局
学校 ⑯	・障がいがある弟が児童いきいき放課後事業に通っていますが、指導員は僕に弟のお世話を頼んできて、中々、友達とコミュニケーションを取ることができず、友達が作れない。	・いきいき活動室において、障がいのある子の対応はスタッフが行いますので、いきいき活動室では、友達とのコミュニケーションを大切にしてください。	こども青少年局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
学校 ⑭	・児童いきいき放課後事業のスタッフが怒ってばかりで怖い。連帯責任で、怒られた子たちのせいで、運動場に遊びに行けない。帰る時に、タバコを吸っていて、道に捨てているスタッフがいる。	・いきいき活動室でスタッフが子どもに接するときは怒って大声を出さないよう注意しました。また、怒られた子がいることを理由に運動場で遊べないということはありません。運動場で遊べなかったのは、他の理由があったためなので、丁寧に説明するようにスタッフを注意しました。 路上でのタバコの喫煙は慎むとともに、吸い殻を吸殻入れやごみ箱などの定められた場所以外に捨てることがないよう厳重に注意しました。	こども青少年局
公園 ①	・花火が気軽にできる公園がほしい。	・本市の都市公園においては、周囲の安全に十分に配慮したうえで手持ち花火を正しく使用することまでは禁止としておりません。	建設局
	・花火ができる所がありません。何とかしてください。	・ただし、騒音や周辺住宅施設への煙などは、近隣住民や他の利用者に迷惑となりますので、配慮いただく必要があります。	
	・手持ち花火がしたい	・なお、手持ち花火であっても、周囲の安全が確保できない場合（他の公園利用者や可燃物の近くで行うこと、防火対策をせずに花火を使用すること等）は禁止行為となります。 ・また、ロケット花火などの飛翔する花火や打ち上げ花火などは、利用者の意に反して飛び散った火の粉等が周囲の公園施設へ延焼し火災の原因となるほか、他人に火傷させる可能性があることから、都市公園内で行うことは禁止しています。	
公園 ②	・大泉緑地のような大型遊具があると嬉しい。	・大型遊具を含めた公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行いながら、種類や規模を選定し、設置しております。 ・今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴って遊具の更新を進めてまいります。が、大型遊具については、安全にご利用いただくための設置スペースや、設置・管理にかかる負担も大きくなるを踏まえ、設置の可能性について検討してまいります。	建設局
公園 ③	・遊具は6歳以上対象のものが多く、幼児が遊べる遊具が少ないように感じる。増やしてほしい	・幼児用(3～6歳)遊具や児童用(6～12歳)遊具を含めた公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行いながら、種類や規模を選定し、設置しております。	建設局
	・古いコンクリート製の遊具があるが、怪我しやすいので置き換えるか、改良して欲しい。	・今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴って遊具の更新を進めてまいります。が、幼児用も含めた遊具の種類の選定については、現時点における地域特性を十分検討したうえで、遊具の設置を行ってまいります。	
	・近隣の公園の遊具がどこも同じで子供が飽きてしまっている。近隣の公園はできるだけ種類の異なる遊具を配置欲しい。		

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ④	・老朽化した遊具が修理されていない。	・本市では年2回、遊具等の公園施設の定期点検を実施し、安全性の確認を行っております。 ・定期点検で危険であると判断された遊具については、直ちに利用禁止処置を行っております。 ・禁止処置を行った遊具につきましては、順次修繕を行っておりますが、一度に多くの修繕箇所が集中した場合などは、修繕まで時間を要することがあります。	建設局
公園 ⑤	・バスケットゴールをもっと増やしてほしい。	・バスケットゴールは、市民の健康促進に寄与する施設であることから、過去には市内の公園に設置しておりました。 ・しかしながら、夜間の利用による騒音問題やリングの破損などが発生し、近隣にお住まいの方々にご迷惑をかけることが多々ありましたため、公園の特性や老朽化に応じて撤去を行っており、原則新たな設置はしておりません。	建設局
公園 ⑥	・ボール遊びができる公園を作ってほしい。ドッチボール大会に優勝するために公園で練習したい。	・公園は子どもから高齢者まで誰もが自由に利用できる施設であり、公園の管理法である都市公園法や大阪市公園条例では、自由利用の原則のもと「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「公園を損傷する行為」など最低限の行為を禁止し、利用者が相互に配慮しながら公園を利用することを促しております。 ・公園利用者間の相互理解のもとで、他の利用者に危害の及ばない範囲のボール遊びについては可能としておりますので、周囲に配慮して公園をご利用ください。	建設局
公園 ⑦	・無料で使えるテニスコートをつくってほしい。	・公園の新設や再整備の際には、休憩、遊戯、運動などの多様なニーズに対応し、多くの皆様に利用していただけるよう、各公園施設の整備を進めております。 ・このうちテニスコートについては、市内12の公園に設置しておりますが、コートやネット等テニス専用の施設が必要であることやコート周辺へ飛び出す飛打球の危険性への対処が必要となるなど整備や維持管理負担も大きいことから有料となっております。 ・また、新たにコートを整備するためには、上記に加え、安全面、周辺状況、利用ニーズ等を考慮したうえで、一定規模以上の設置スペースを確保することが可能な公園に限られることから、現時点において新たに整備を予定している公園はありませんが、大規模な公園の再整備や新設の機会を捉え、設置の検討を行ってまいります。	建設局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ⑧	・トイレ環境が悪いので、ウォシュレットなどの設備を整えてほしい。	・公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設ではありますが、一方で、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性をもった施設です。 ・そのため、自然現象等による汚損や、いたずら等により施設が破損されるケースも多く発生しており、修繕や清掃等の維持管理において苦慮しているところです。このため、破損しやすいウォシュレット等の設備の設置は困難と考えております。	建設局
公園 ⑨	・砂場がある公園は子供が手を洗えるように水場を設置してほしい。	・公園利用者のための手洗い場につきましては、来園者が公園を快適に利用するために必要な便益施設である一方で、地域によっては想定外の利用や、いたずらによる破損などの課題があります。そのため、砂場のある公園における手洗い場の設置に際しては、地域の団体などからの要望等も踏まえ、設置の検討を行ってまいります。	建設局
公園 ⑩	・入り口のボールがの間隔がせまく、ベビーカーが通れないので改善してほしい。	・入り口の車止めの間隔につきましては、関係基準に沿って整備を行っておりますが、一部の公園において自転車の駐輪対策や飛び出し防止の観点から狭くなっている箇所もあります。 ・今後は、地域状況を踏まえつつ改修を進めることができるよう努めてまいります。	建設局
公園 ⑪	・公園の注意書きの立て看板は文書で書かれているが、位置が高くて子供には見えず、文書の意味も分からないと思う。図や絵で分かりやすいようにしてほしい。 ・公園の注意書きはボール遊びや花火等禁止事項は多数書かれているが、結局どこいけばいいのか分からない。競技や催事内容ごとに市内のどこならいいのか示して欲しい。	・公園の利用方法啓発のための看板の文言につきましても、公園利用者にとってわかりやすいものとなるよう検討してまいります。	建設局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公園 ⑫	・公園がおじさんたちのタバコスポットになっていて、くさいので何とかしてほしい。 ・繁華街に近い公園は朝行くと酒やタバコのゴミが散乱している事が多い。幼児が遊ぶエリアは夜間は閉鎖して欲しい。	・公園はこどもから高齢者まで誰もが自由に利用できる施設です。そのため、公園の管理法である都市公園法や大阪市公園条例では、自由利用の原則のもと「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「公園を損傷する行為」など最低限の行為を禁止し、利用者が相互に配慮しながら公園を利用することを促しています。 ・こどもたちが遊んでいる近くなどで喫煙することは、受動喫煙を生じさせるおそれがあることから、公園管理者としましては、「健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」及び「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」等の趣旨を踏まえ、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すため、受動喫煙防止のための啓発活動に取り組んでおります。 ・なお、中之島公園及び堂島公園の一部並びに京橋公園は、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の路上喫煙禁止地区に指定され、既に喫煙が禁止とされております。 ・現在、本市では大阪・関西万博の開催に向けて、2025年1月を目途に市内全域の路上喫煙禁止をめざして取組を進めております。今後、路上喫煙を禁止する区域が公園を含む全市域に広がっていくなかで、公園管理者としても引き続き喫煙対策に取り組んでまいります。	建設局
公園 ⑬	・路上禁煙の徹底してほしい。子どもの子育て環境として良くない。副流煙の間接的な問題だけではなく、タバコが目当たるなどの直接的なリスクもある。万博に向けて市内路上禁煙化とのことだが、一刻も早く路上禁煙化を施行し、路上喫煙を厳しく取り締まるべき。	・路上喫煙について、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しています。この条例では、道路、広場、公園その他の公共の場所で、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙防止のための活動に積極的に取り組むとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならないと定め、現在6地区ある路上喫煙禁止地区において路上喫煙をした場合は、罰則として1,000円の過料を適用しております。	環境局
公園 ⑭	・とにかく歩きタバコしてる人が多すぎる。こどもの顔の近くに来てもららん振りでもそのまま吸う人もいる。タバコだけでなくゴミのポイ捨ても異常に多くて、JRの線路沿いとか高速道路の高架下は特に目も当てられない。こんな街で子供が育ったら、街にはゴミを捨てていいし、ゆくゆくは気にも留めない大人になるのではと本気で心配している。	・ごみのポイ捨てについて、清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成7年11月に「空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」を施行して、ポイ捨てを禁止するとともに、市民、事業者、行政が一体となってまちの美化を進めるためのそれぞれの責務を定め、皆様の美化意識の高揚に努めています。たばこのポイ捨てなどを含め不法投棄については法律で禁止されている行為であり、当該行為が犯罪である旨を明記した不法投棄防止看板やポイ捨て禁止ポスターを設置するなど、啓発活動に取り組んでまいります。	環境局
公園 ⑮	・ゴミを捨てている人の精神衛生も心配。街にゴミを捨てることは許せない、恥ずかしいことと思う気持ちを育む必要があると思う。幼稚園、保育園、小学校のうちから「街をきれいに、大切にするのが大事」と教えることはできないか	・こどもへの教育について、地球温暖化、生物多様性、ごみ減量、都市環境保全など、持続可能な社会づくりに向けた環境教育の充実に向け、授業の中で使用するための副読本「おおさか環境科」を市立の全小・中学校及び義務教育学校に配付し、環境教育に取り組んでいます。	環境局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
保育所①	・上の子たち2人ともが小学生になっても保育料がせめて半額だととても助かる。 ・子供の年齢に関係なく、3人目は3人目として考えてもらえることを望みます。 ・複数子供がいても、上の子が小学生になると下の子が第一子扱いになって0歳児から保育園料がかかるのがしんどいです。 ・0-2歳児までの保育料無償化をしてほしい。 ・第二子の保育料無償化について、所得制限なしで実施していただけることにつき、大変ありがたいと思います。 ・0歳～3歳までの保育料についても無償化にしていいただけると大変助かります。 ・保育料の0-2歳児までの保育料無償化の話はどうなったのか。他府県他都市はすでに行っている所もあるのに、なぜ大阪市ではまだ行えないのか。 ・乳幼児の保育料無償化はまだでしょうか？	・市長は「0～2歳児保育料無償化の実現に向けて、令和6年9月より保育料の多子軽減にかかる所得制限の撤廃と第2子の保育料無償化を実施する」と表明しており、この方針に沿って、令和5年9月市会でシステム改修の補正予算を上程し、可決されたところです。 ・令和6年9月より、所得に関係なく多子軽減に算定される子どもの年齢制限が撤廃され、保育施設を利用しているかいないかに関係なく、年長順に第1子、第2子、第3子と算定することになります。 ・実現に向けては様々な準備を要し、法令等で定められた手順を踏んで進めていく必要があります。	こども青少年局
保育所②	・保育園の申込手続きについて、紙の書類を受け取り、面談の予約を電話で取り、区役所に行き面談しないといけない。共働きだと非常に難しい。 ・保育園の申込手続きについて、全てオンライン化してほしい。	・本市では、安全な保育の提供を目的に、保護者の状況や申込児童の様子を確認し、希望施設の中から内定した施設に対して保育に必要な情報を提供するため、区保健福祉センター職員による面接を行っております。 ・オンライン申請による利便性の向上は重々承知しておりますが、安全な保育の提供のための面接実施も大変重要なものであると考えております。 ・オンライン申込みについては、現在、導入に向けて検討を進めているところです。	こども青少年局

○「こども・若者の声」（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
保育所 ③	・保育園入園に関する件「保育士等の優先利用」の対象職種が保育士、保健師等なる中、同じ保育士の資格で働いている児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどの障がい福祉に関わる職種、特に子どもと関わっているのに、なぜ「保育士等の優先利用」の対象にならないのかよく分からない。	・「保育士等の優先利用」は、平成28年2月15日付内閣府子ども・子育て本部参事官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課発事務連絡「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用等について（周知）」において通知されたとおり、待機児童解消に向けた保育の受け皿の拡大を目的とするためです。 ・保護者が保育士等であることが対象要件になるわけではなく、保育の受け皿となる保育施設等又は地域型保育事業で勤務する保育士等であることが要件となっております。	こども青少年局
子育て ①	・一時保育を利用出来る施設が少なすぎて、同じ区でもタクシーで行かないといけなかったり、問い合わせた保育園は月1、2回2、3時間しか預かってもらえなかったり、予約が1カ月前にしないといけなかったりと一時保育の制度はあるが、実質利用出来ない状況になっている。 ・一時保育専門の施設を作って、もっと一時保育を利用出来るシステムを作ってほしい。 ・預かり保育についても、預けられるところが増えると助かります。 ・一時利用のできる園が極端に少ないか駅から離れているため、もっと増えたらいいのと思う。	・一時預かり事業実施施設につきましては、「大阪市こども・子育て支援計画（第2期）令和2年度～令和6年度」に基づき、整備目標を定めて拡充を進めているところですが、応募する事業者が少なく目標数には達していない状況です。引き続き、目標達成に向けて、新規施設の事業者募集を行うなど、できるだけ多くの利用希望者にご利用いただけるよう取り組んでまいります。	こども青少年局
子育て ②	・産後ケアの利用回数が7回は少なすぎる。また、産後の育児で寝不足や疲労で出も困難な中、区役所まで申請に行くのは困難なため、ネットなどで申請できるようにしてほしい。 ・産後ケア事業は、利用回数を増やすなど今後さらに内容を充実してもらいたい。	・本市の産後ケア事業の利用回数は、ショートステイ・デイケアはそれぞれ通算7日まで、アウトリーチは通算3日までを上限としており、できるだけ多くの利用希望者に公平にご利用いただけるよう利用回数を設けているところです。産後ケアの申請は、産前の妊娠8か月以降から利用が可能となっております。申請にあたり保健師が子育ての状況や困りごとなどを伺いますので、原則来所による申請とさせていただきます。	こども青少年局
子育て ③	・産後ケアを利用出来る施設でも申し込みや準備が大変で利用するまでのハードルが高すぎる。	・産後ケアの利用にあたり、手続きや施設への申込等で困りごとがあれば、申請時の面談等で相談ができます。	こども青少年局
子育て ④	・1歳まで利用できる施設を増やしてほしい。 ・産後ケアを利用したかったが、病床が足りないので、利用できなかった。	・事業者については、随時募集を行っており、引き続き体制整備に努めてまいります。	こども青少年局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
子育て⑤	・ファミリーサポートについて。現状では一般の地域の方に預けたりするシステムだが、安全や防犯上信用出来ないため、利用したいが出来ないため、もっと透明度や安全が確保されているような安心して利用できるシステムや団体などを作って欲しい。	・ファミリーサポート事業は、子育ての援助を行いたい方（提供会員）と援助を受けたい方（依頼会員）とを組織化し、会員同士が子育てを支え合う相互援助活動です。 ・提供会員になるには、救命救急講習を含む、国が示すカリキュラムを満たした講習会を受講し修了する必要があります。 ・また、提供会員になった後も毎年研修や勉強会を通じて資質向上に努めていただいております。	こども青少年局
子育て⑥	・エンジェルサポーターについて生後4か月までの利用だがもっと長く利用できるようにして欲しい。	・エンゼルサポーター派遣事業は、昼間に援助者がおらず、出産後間もない母親が体調不良や精神状態の不調のため、家事等が困難となっている家庭を支援するための制度であることから、利用対象期間は母親及び乳児が退院してから4か月以内としております。	こども青少年局
子育て⑦	・妊娠中や産後、移動が困難で困ることが多く、タクシー券が配布されている地域があるようなので大阪市も配布してほしい。	・本市では現在、妊娠中や産後の方へのタクシー券の給付は実施しておりませんが、0歳から5歳（各年度4月1日時点）までの双子以上のお子様を養育されている保護者の方に外出支援事業の一環としてタクシー券を給付しています。	こども青少年局
子育て⑧	・給付金やクーポンなどについて。一時、一回の配布ではなく子育てには定期的な給付金などが必要に感じる。	・妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、出産・子育て応援給付金の支給が令和5年2月から開始されたところです。また、国においては、児童手当の拡充が検討されています。	こども青少年局
子育て⑨	・子ども医療費について、せめて未就学児までは無料にしてほしい。高校生が月2回500円までは良い。	・本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助制度に基づき実施しており、自己負担額についても大阪府が基準を定めています。 ・市町村ごとに自己負担額の金額や有無が異なると、給付の仕組みそのものに関わりますので、府内全市町村が府の基準に従い、同じ基準で自己負担額を定めて制度を運用しています。	こども青少年局
子育て⑩	・妊娠届を出した際に書類一式を一度に全て渡されますが、今すぐ必要なもの以外も多く、出産後にそれを顧みる余裕はないので、タイミングに応じてプッシュ型で連絡や書類を送る仕組みを作るべき。	・令和5年4月より伴走型相談支援の中で妊娠8か月面談が開始され、出産後も乳児家庭全戸訪問等、妊娠期から出産後も切れ目のない支援を実施しています。時期に応じて、必要な情報をお渡しするとともに、いつでも相談できる体制づくりについて取り組んでまいります。	こども青少年局
子育て⑪	・母子手帳についても、可能であれば電子化した方が、父母だけでなく祖父母も見れることとなり、子供の成長記録が見れたりして利便性が高くなると思う。これもマイナンバーと連携できると小児科での活用に非常に便利ではないか。	・本市としては、国が推進するマイナポータルで閲覧できる母子保健情報の拡充の内容に合わせて、適宜、必要な対応を図ってまいります。 ・また、母子健康情報のデジタル化に向けた国の検証事業の結果等を注視するとともに、他都市の先進的な取り組み等について情報収集してまいります。	こども青少年局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
子育て⑫	・小学校のいきいきみたいに中学生の長期休みの居場所を作ってほしい。発達障害の診断を受けているが、療育は週に1日1時間のみの所しか行っておらず、中学生になった時の長期休みに一人で留守番させるのも怖く、デイサービスみたいなのを探さないといえないのか悩んでいる。いきいきみたいに安くて誰でも行ける場所がほしい。	・民設民営の放課後児童クラブ（学童）では、発達障害などの障がいがある場合は、中学生も入所の対象となっております。なお、障がい児を含めた入所に関する要件は、各放課後児童クラブで定めておりますので、直接問い合わせください。	こども青少年局
子育て⑬	・夏休みのいきいきの弁当が作るのが大変。給食もしくは仕出し弁当があればとても助かる。500円までなら有料でもいいと思う。買った弁当を持たせたりするのは気が引ける	・夏休み中のお弁当提供については、食物アレルギーを発症すると命に関わる事態が起こり得ることから、夏休みなどは、全てのいきいき活動室においてお弁当などの昼食の持参をお願いしています。	こども青少年局
子育て⑭	・ひとり親であるが。他の自治体にはある、住宅手当・児童育成手当が大阪市にはないので、あるとありがたい。 ・児童手当の所得制限が撤廃となったにも関わらず、児童扶養手当の所得制限はそのままとっている。児童扶養手当は年収300万程度で手当の支給外。年収300万で大阪市内での子育ては家賃が1/3を占め、ギリギリの生活をしている。ひとり親への手当の見直しを考えて頂けると嬉しい。	・本市では、住宅手当の制度はありませんが、市営住宅におけるひとり親家庭等の優先入居抽選制度を実施しております。 ・児童育成手当は東京都独自の給付金制度であり、本市に同様の制度はありませんが、ひとり親家庭等の自立した生活を支援するため、それぞれの家庭が持つ複合的なニーズに対応できるよう、経済的給付だけでなく幅広い視点から方策を検討し総合的なひとり親家庭等への支援体制づくりをめざしています。 ・児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づく全国一律の国制度です。平成14年の母子寡婦福祉関連法の改正により経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策を抜本的に見直し、子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策へと転換が図られ、本市もその方針でひとり親家庭等自立支援施策を推進しています。	こども青少年局
子育て⑮	・地域の中でふらっと立ち寄れる居場所が少ない。家でも学校でもない、でも何かあったらそこに集いたい、そんな若者のための居場所を作ってほしい。他の自治体にあるような「ユースセンター」のような取り組みを参考にしてほしいと思う。	・本市では、青少年施設として青少年センター、こども文化センター、信太山青少年野外活動センターを運営しています。 青少年センター https://kokoplaza.net/ こども文化センター https://www.ko-bun.jp/ 信太山青少年野外活動センター https://shinodayama.com/ ・また、自立していくことに課題を抱えた若者に対して若者自立支援事業「コネクションズおおさか」の運営を行っています。	こども青少年局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
子育て ⑬	・障がい児制度のオムツの助成と放課後等デイサービスに関して、一定の所得を超えると負担上限額が大幅に上がってしまう。他自治体では独自で軽減しているしているところもあるが、なぜ進んでいないのか。	・日常生活用具給付事業における紙おむつについて、大阪市重度障がい者日常生活用具給付要綱に基づき、世帯の課税状況に応じた自己負担額となるよう定めております。 ・放課後等デイサービスの利用者負担上限月額については、国の制度として給付決定保護者の負担能力に応じた負担上限額が設定されています。本市としましては、利用者負担の軽減については全国共通のものとして定められるべきものと考えておりますが、支援を必要とする障がい児やその保護者のニーズに的確に対応するため、国の動向を注視してまいります。	福祉局
子育て ⑭	・放課後等デイサービスに通っているが、高校卒業後の放課後等デイサービスのようないところがない。20歳くらいまでは通いたい。	・高校卒業後に通所できる場としては、地域活動支援センターや、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を受けられる就労移行支援事業所等があります。利用できるサービスがわからず、お困りの場合は、お住まいの区保健福祉センターへお問合せください。	福祉局
子育て ⑮	・予防接種手帳につき、毎回名前、住所等記載するのは非常に負担で、マイナンバーの活用等によって早急に電子化すべき。接種スケジュール管理も個人で行うのはしんどい部分もあるので、電子化によってプッシュ型で連絡が来ると尚良い。	・予防接種に関する予診票等の様式や住所・氏名等の印字の手法については、全国で統一されてはならず、地方自治体それぞれで定めておりますが、現在、国において、地方自治体によって異なっている業務の進め方、利用している様式、管理している情報を統一することにより、住民サービス向上及び行政の効率化を進めることを目的として、業務プロセス・情報システム標準化が進められており、予診票のデジタル化についても検討されていると聞いております。 ・スケジュール管理に関しましては、接種の種類や個別の接種日によって次回以降の接種時期や接種回数が異なることもあり、個別での通知は難しいと考えておりますが、業務プロセスの見直し・情報システム標準化を進めていく中で、手続きの簡素化や合理化が実現され、利用者の負担が少しでも軽減されるよう努めてまいります。	健康局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公共施設 ①	・大阪市は歩道が狭過ぎて、子供が生活するには危ない。白線より内側に歩くよう教育していますが、車が歩道ギリギリまで寄せて来ると隙間を縫うように歩くことがある。	・本市では、古くから都市化が進んできたため限られた用地の中で道路を整備してきたことから、過去に設置した歩道の中には幅員の狭い歩道があります。 ・歩道幅員の狭い道路で、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、段差のある歩道の設置や歩道の拡幅を実施しています。 ・また、路面標示（外側線：白線）で歩行者の通行部分と自動車の通行区分を分離している区間については、自動車の運転手に、より一層注意を促すために、白線に沿って緑色の線（グリーンライン）を設置するなどの対策を行っています。 ・なお、自転車の通行に関しましては、道路交通法上、自転車は「軽車両」であり、歩道と車道の区別のある道路においては、車道の左側端に寄って通行することが原則となっております。	建設局
	・歩道が分離されている道もベビーカーや歩く子供と自転車の対向車とぶつかりそうになるので本当に危ない。土地が狭いことは承知しているが、府警と協力し、教育施設や公園のある近くは優先的に歩道を広げるか自転車道路を分離するか対策してほしい。	・本市では、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、周辺部より事故発生頻度の多い、市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する整備を実施しております。 ・今後、自転車道や自転車専用通行帯も含めて、歩行者・自転車・自動車にとって、より安全に通行できる自転車の通行空間の確保について検討を行ってまいります。 ・これからも、道路を利用する方々が安心して通行できるように努めてまいります。	
公共施設 ②	・元々狭い歩道が多いうえに、障害物（街路樹、街灯、電柱、立て看板、放置自転車、ゴミ箱、植木鉢等）も放置されているため、ベビーカーではすれ違うのが困難な場合が多い。せめて人通りの多い道は重点的に対策してほしい。	・道路を利用する方々への対策につきましては、ご高齢の方や障がいのある方、お子様連れの方を含めた全ての方が、安全快適に通行できる空間となるよう、植木鉢等の障害物や放置自転車への対策を行うとともに、街路樹の剪定や刈込も実施しながら、通行しやすい道路空間の確保に努めております。 ・また、現場の状況も確認しながら、段差の解消や歩道の拡幅、自動車の運転手に注意を促す路面標示なども行い、通行者の安全性向上にも取り組んでおります。 ・引き続き、道路を利用される方々が、安心して通行できるよう努めてまいります。	建設局
公共施設 ③	・夏場は街路樹の枝やが伸びて子供の目の高さになるため、危ない。剪定も追いついていない。	・街路樹の高木剪定・低木刈込につきましては、個々の状況を勘案しながら行っており、より地域のニーズに即した維持管理に努めてまいります。 ・また、具体的な要望箇所がわかれば所管する公園事務所で対応いたします。	建設局

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公共施設 ④	・雑草が伸びて子供の目の高さになるため、危ない。剪定も追いついていない。	・本市では、業務委託により、年3回（5・8・11月）歩道植樹帯等の除草作業を行っています。	環境局
公共施設 ⑤	・大阪メトロ今福鶴見駅に駐輪場を作ってほしい。定期利用を尋ねたら数年待ちと言われている。それでは卒業してしまう。裏にある東今福公園とか駅前の街路樹を駐輪場にできないか。周りの友達もみんな言っている。	・本市では、道路の安全・安心な通行環境を確保する観点から、放置自転車対策の一環として、近距離利用などの不要不急な自転車利用の抑制をお願いするとともに、公共交通機関である鉄道駅の利用者用として、駅付近を中心に、鉄道事業者とともに整備に取り組んでおります。 ・今福鶴見駅周辺につきましては、引き続き設置可能な場所の検討を行い、設置可能な箇所については随時整備を進めてまいります。	建設局
公共施設 ⑥	・図書館で借りた本の返却ポストを主要駅か、福祉会館など子育て世帯によく利用される所に増やしてほしい。子供の教育にはネットではなく、情報が精査された書籍に多く触れることが大事だと思う。特に、情報を得られる図書館は素晴らしいと感じている。 ・ただし、図書館から遠方の住まいで、本を返却する際に、子が乳児のときにベビーカーで二駅乗り継いで行くのが不便で諦めた。 ・気軽に借りた書籍を返却できるところが点在していれば、親も子のために頑張って図書館に連れていこうという気持ちになる。最近の児童書などは本当に素晴らしいものが多いので、図書館に近い利用者だけでなく、遠い利用者も平等にサービスが使えるように予算内で工夫してほしいと思う。	・本市では、図書館から遠い方のために1カ月に一度103ヶ所のステーションを自動車文庫が巡回しています。自動車文庫では図書の貸出のほか、図書館で借りられた資料を返却することもできます。 ・また、送料はご負担いただきますが郵送での返却も可能です。図書館以外の返却ポストは、大阪市役所と平野区役所に設置しておりますが、新たな返却ポストの設置については、設置スペースの確保や図書館までの運搬に係る費用・対応等から困難な状況です。 ・より多くの方々に読書の楽しみを経験していただけるよう、他機関との連携も含めた他都市の事例等を研究してまいります。	教育委員会事務局
	・移動図書館みたいなのが近所の公園にきてくれるとうれしい		

○「こども・若者の声』（令和5年8月末時点）のとりまとめ状況（案）

カテゴリー	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え方	関係部署
公共施設 ⑦	・市立美術館や博物館も大人料金が高く、子どもを連れて行く機会が少なくなっている。高校生までの親子で入館する場合は家族割などの設定があると多くの鑑賞機会に触れられる。 ・市に住んでいる子どもたちへの割引をしてほしい	（地独）大阪市博物館機構が設置・運営する、大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立科学館、大阪中之島美術館について ・特別展示の料金につきましては、共催者との協議により決定しておりますが、大人料金、高校・大学生料金、小・中学生料金を設定し、小学生～大学生は大人料金よりも低価格としております。（小・中学生は無料の展覧会もございます。） ・常設展示（大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪歴史博物館、大阪市立科学館）につきましても館ごとに段階的に料金を設定しており、大人300～600円、高校・大学生200～450円、小・中学生は無料で御覧いただけます。（大阪市立科学館プラネタリウムは3歳未満無料） ・なお、大阪市立自然史博物館では、「大阪市立自然史博物館友の会」にご入会いただくとご家族も友の会会員扱いとなり、常設展示を年間何度でもご覧いただけます。	経済戦略局
公共施設 ⑧	・阪急上新庄駅の南口にエレベーターを設置してほしい。上新庄駅南口は利用者が多いが、エレベーターが無く、ベビーカーで電車移動する際は北口を利用する必要がある。南口と北口は距離があり、ベビーカーを使いたいが、諦めることがある。	・阪急上新庄駅については、本市の補助制度（「大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助制度」）を活用した、1階北側改札口と2階のホーム階を結ぶエレベーター2基が設置され、段差のないバリアフリー経路が1ルート確保されているところです。 ・国においては、令和3年12月、鉄道駅バリアフリー料金制度が創設され、鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備（設置、改良、更新、維持管理等）に充てられることとしています。鉄道事業者においては、この制度を活用して駅舎のバリアフリー化をすすめられているところであり、阪急電鉄においても、更なる利便性向上のため、本制度を活用した駅舎のバリアフリー化の整備をすすめていく予定であると聞いております。	福祉局